

神戸市介護保険要介護認定等に係る主治医意見書を 作成した医師等への情報提供取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険要介護認定等にかかる主治医意見書を作成した医師及び介護保険サービス計画（以下「ケアプラン」という。）を作成する事業者への情報提供に関し、適正な運営を確保するための統一的な手続を定め、もって介護保険被保険者の権利利益の保護及び適切な介護保険サービスの利用に資することを目的とする。

(取扱方針)

第2条 この要綱に基づく情報提供の取扱いについては、個人情報保護法の趣旨にのっとり、厳格に行うものとする。

(情報提供を受けることができる者)

第3条 情報提供を受けることができる者は、介護保険被保険者本人（以下「本人」という。）の要介護認定・要支援認定にかかる意見書を作成した医師（以下「主治医」という。）、神戸市に対して提出済みの居宅サービス計画作成依頼届出書に記載された事業者（以下「居宅届出事業者」という。）、居宅サービス計画作成依頼届出書（小規模多機能型居宅介護）に記載された事業者（以下「小規模届出事業者」という。）、居宅サービス計画作成依頼届出書（複合型サービス）に記載された事業者（以下「複合型届出事業者」という。）、介護予防サービス計画作成依頼届出書に記載された事業者（以下「予防届出事業者」という。）、施設入所兼居宅サービス計画等作成依頼終了届出書に記載された事業者（以下「介護保険施設届出事業者」という。）、及び施設入所兼居宅サービス計画等作成依頼終了届出書（認・特）に記載された事業者（以下「特定施設等届出事業者」という。）とし、次の各号に定める要件をすべて満たすものに限る。

- (1) 介護保険要介護・要支援認定申請書等において、第5条に定める情報を提供することに関して、本人の同意があるとき。
- (2) 主治医、居宅届出事業者、予防届出事業者、小規模届出事業者、複合型届出事業者、介護保険施設届出事業者、又は特定施設等届出事業者から、第5条に定める情報の提供を希望する旨の申し出があるとき。

(情報提供の希望申出方法)

第4条 主治医、居宅届出事業者、予防届出事業者、小規模届出事業者、複合型届出事業者、介護保険施設届出事業者、又は特定施設等届出事業者が前条により情報の提供を希望するときは、当該要介護認定・要支援認定に係る認定申請書・主治医意見書等に希望の旨を記載して提出しなければならない。

(情報提供資料)

第5条 主治医に対する提供資料は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 要介護・要支援認定等を行ったときは、本人の介護保険要介護・要支援認定等結果通知書（以下「結果通知書」という。）と同様の認定情報を記載した資料

(2) 要介護・要支援認定申請を却下したときは、本人の介護保険要介護認定・要支援認定却下通知書（以下「却下通知書」という。）と同様の情報を記載した資料

2 居宅届出事業者に対する提供資料は、次の各号に定めるものとする。

(1) 下記のア又はイの資料

ア 要介護・要支援認定等を行ったときは、本人の結果通知書と同様の認定情報を記載した資料

イ 要介護・要支援認定申請を却下したときは、本人の却下通知書と同様の情報を記載した資料

(2) 主治医意見書の写し（以下「意見書(写)」という。）は、主治医の同意があり、かつ要介護1～5のいずれかの判定を受けた場合にのみ、提供する。

(3) 認定調査票の写し（以下「調査票(写)」という。）は、要介護1～5のいずれかの判定を受けた場合にのみ、提供する。

3 小規模届出事業者に対する提供資料は、次の各号に定めるものとする。

(1) 下記のア又はイの資料

ア 要介護・要支援認定等を行ったときは、本人の結果通知書と同様の認定情報を記載した資料

イ 要介護・要支援認定申請を却下したときは、本人の却下通知書と同様の情報を記載した資料

(2) 意見書(写)は、主治医の同意があり、かつ要支援1、要支援2、要介護1～5のいずれかの判定を受けた場合にのみ、提供する。

(3) 調査票(写)は、要支援1、要支援2、要介護1～5のいずれかの判定を受けた場合にのみ、提供する。

4 複合型届出事業者に対する提供資料は、次の各号に定めるものとする。

(1) 下記のア又はイの資料

ア 要介護・要支援認定等を行ったときは、本人の結果通知書と同様の認定情報を記載した資料

イ 要介護・要支援認定申請を却下したときは、本人の却下通知書と同様の情報を記載した資料

(2) 意見書(写)は、主治医の同意があり、かつ要介護1～5のいずれかの判定を受けた場合にのみ、提供する。

(3) 調査票(写)は、要介護1～5のいずれかの判定を受けた場合にのみ、提供する。

5 予防届出事業者に対する提供資料は、次の各号に定めるものとする。

(1) 下記のア又はイの資料

ア 要介護・要支援認定等を行ったときは、本人の結果通知書と同様の認定情報を記載した資料

イ 要介護・要支援認定申請を却下したときは、本人の却下通知書と同様の情報を記載した資料

(2) 意見書(写)は、主治医の同意があり、かつ要支援1又は要支援2の判定を受けた場合にのみ、提供する。

(3) 調査票(写)は要支援1又は要支援2の判定を受けた場合にのみ、提供する。

6 介護保険施設届出事業者に対する提供資料は、次の各号に定めるものとする。

(1) 下記のア又はイの資料

ア 要介護・要支援認定等を行ったときは、本人の結果通知書と同様の認定情報を記載した資料

イ 要介護・要支援認定申請を却下したときは、本人の却下通知書と同様の情報を記載した資料

(2) 意見書(写)は、主治医の同意があり、かつ要介護1～5のいずれかの判定を受けた場合にのみ、提供する。

(3) 調査票(写)は、要介護1～5のいずれかの判定を受けた場合にのみ、提供する。

7 特定施設等届出事業者に対する提供資料は、次の各号に定めるものとする。

(1) 下記のア又はイの資料

ア 要介護・要支援認定等を行ったときは、本人の結果通知書と同様の認定情報を記載した資料

イ 要介護・要支援認定申請を却下したときは、本人の却下通知書と同様の情報を記載した資料

(2) 意見書(写)は、主治医の同意があり、かつ要支援1、要支援2、要介護1～5のいずれかの判定を受けた場合にのみ、提供する。

(3) 調査票(写)は、要支援1、要支援2、要介護1～5のいずれかの判定を受けた場合にのみ、提供する。

(情報提供の制限)

第6条 第1条に定める目的以外の目的のために使用すると認められる場合は、情報提供を行ってはならない。

(情報提供の方法)

第7条 第3条に定める者に対しては、第5条に定める提供資料を郵送により、交付するものとする。

2 主治医、居宅届出事業者、予防届出事業者、小規模届出事業者、複合型届出事業者、介護保険施設届出事業者、又は特定施設等届出事業者が当該情報提供を希望している場合において、情報提供を行うことに関して本人の同意がないときは、その旨を主治医、居宅届出事業者、予防届出事業者、小規模届出事業者、複合型届出事業者、介護保険施設届出事業者、又は特定施設等届出事業者に連絡・通知するものとする。

また、本人同意がある意見書(写)の提供に関して、主治医の同意がない場合は、その旨を居宅届出事業者、予防届出事業者、小規模届出事業者、複合型届出事業者、介護保険施設届出事業者、又は特定施設等届出事業者に連絡・通知するものとする。

(情報提供を受けた者の遵守事項)

第8条 第7条により、提供資料の交付を受けた者は、個人情報の重要性を認識し、次の各号について遵守しなければならない。

(1) 提供資料をケアプラン作成のための参考資料としてのみ使用すること。この場合に、サービス担当者会議(ケアカンファレンス)で使用するために提供資料を複写したときは、会議終了後は責任をもって回収し、廃棄すること。

(2) 提供資料に記載されている個人情報について、第三者への提供を行わないこと(第1号に定める使用の場合を除く)。

- (3) 提供資料の複写及び複製を行わないこと（第1号に定める複写の場合及び市長が必要と認められた場合を除く）。
 - (4) 提供資料を紛失しないように厳重に管理すること。
 - (5) 市長から提供資料の返還を求められたときは、速やかに返還すること。
 - (6) 必要がなくなった提供資料は、确实かつ速やかに廃棄すること。
- 2 前項に掲げる各号に違反した場合は、今後、情報提供は行わないものとする。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に福祉局長が定める。

附則

この要綱は平成12年7月1日から施行する。

附則（平成14年4月25日改正）

この要綱は平成14年5月1日から施行する。

附則（平成15年6月16日改正）

この要綱は平成15年6月16日から施行する。

附則（平成18年3月30日改正）

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月31日改正）

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則（平成26年3月31日改正）

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月31日改正）

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年9月1日改正）

この要綱は平成28年9月1日から施行する。

附則（令和5年3月31日改正）

この要綱は令和5年4月1日から施行する。